

2 武力の行使

憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと解している。

ここでいう「戦闘行為」とは、「(国際的な武力紛争の一環として行われる) 人を殺傷し、物を破壊する行為」をいい、「国際的な武力紛争」とは、「国又は国に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争い」をいうものと考えている。

① 武力の行使の定義等に関する答弁

(質問主意書・答弁書)

(平14・2・5 対金田誠一・衆)

二について

憲法第9条第1項の「戦争」とは、伝統的な国際法上の意味での戦争、すなわち、国家の間で武力を行使し合うという国家の行為をいう…と考える。

三の1について

憲法第9条第1項の「国際紛争」とは、国家又は国家に準ずる組織の間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態をいうと考える。

三の2及び4について

国際連合憲章（以下「国連憲章」という。）第2条第3項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）第1条の「国際紛争」とは、一般に、国家などの間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態をいうと考える。

三の7について

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号。以下「テロ対策特措法」という。）第2条第3項の「国際的な武力紛争」とは、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いをいうと考える。

四の1について

憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考えるが、同項の「国権の発動たる戦争」に当たるものは除かれる。

四の2及び4について

国連憲章第2条第4項及び日米安保条約第1条の「武力の行使」とは、一般に、国家がその国際関係において行う実力の行使をいい、憲法第9条第1項の「国権の発動たる戦争」に当たるものも含まれるという点を別にすれば、四の1についてで述べたところと本質的には同一のものをいうと考える。

四の8について

テロ対策特措法第2条第3項の「戦闘行為」とは、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。

七について

…憲法第9条第1項の「武力による威嚇」とは、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することをいうと考える。

(国会答弁例)

〔参・イラク事態特委 平16・6・3
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） 憲法9条でございますが、第1項で「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と書いてございまして、文理上、「国権の発動たる」というのは「戦争」にだけ掛かっているんだという読み方が普通だろうと思います。

それで、なぜこのように規定されたかと申しますのは、まず「国権の発動たる戦争」の意味内容は、伝統的な国際法上の意味での戦争、すなわち、いわゆる戦前に確立された国際法上の手続を踏んで、国家間で宣戦でありますとかあるいは最後通牒を発するというような手続を踏んで行われる武力を用いた争いであると考えております。ただ、「国権の発動たる」という意味は国家の行為としてという意味でありますと、結局は「国権の発動たる戦争」とは、単に戦争というのと、その意味内容は国家の行為であるという意味において変わらないことになろうと思います。

一方、「武力の行使」でございますが、これは戦争よりも広い、言わば戦争も含む概念でございまして、伝統的な国際法上の手続を踏むことなく行われるものも含め、広く国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうものと考えてきているわけでございます。

それで、ただ、これ憲法でございますから、当然のことながら国家の行為を問題とするわけでございまして、「国権の発動たる」ということを付けると付けないと何かわらず、そこは意味内容はそこは同じでございます。

それで、このように憲法9条が「国権の発動たる戦争」、それから「武力の行使」、これを書き分けている理由につきましては、この「国権の発動たる戦争」というのは、伝統的な国際法上の意味での戦争、一定の手続を踏んだ伝統的な意味の戦争というふうに考えているところでございますが、いわゆる戦前の国際社会の実情において、宣戦布告などの手続を踏むことなく国家の間でいわゆる事実上の武力紛争が行われたことが多く見られたことを…踏まえまして、憲法9条は、…広く武力の行使を禁ずることを明定しまして、我が国としていわゆる事実上の戦争をも行わないことを、その旨を明らかにしたものと一般に考えられているところでございます。

〔参・外交防衛委 平20・10・28
河村内閣官房長官 答弁〕

○国務大臣（河村建夫君） 国連憲章の第2条第4項に禁止をされております武力の

行使と憲法第9条により禁止されております武力の行使は、その範囲が同一でない。すなわち、ある活動が国連憲章第2条第4項により禁止される武力の行使に当たらないからといって、その活動が憲法第9条によって禁止されております武力の行使に当たらないということにはならないわけであります。したがって、我が国によるO E FやI S A Fの下での活動の参加を検討する際には憲法との関係についても慎重な検討が必要になると、こういうふうに申し上げてきておるところでございます。

国際法上の論点として、国連憲章第2条第4項は、すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的として両立しない方法によるものも慎まなければならぬと、こう規定をしております。ここに言う武力の行使とは、国家がその国際関係において行う実力の行使を指すと、このように考えられるわけであります。

2001年12月にアフガニスタンに暫定政権が成立した後に同国の領域内で行われておりますO E FやI S A Fの下でのアメリカ等の活動は、国際法上は、基本的には領域国でありますアフガニスタンの同意に基づいて、同国の警察当局等の機関がその任務の一環として行うべき治安の回復、維持のための活動の一部を補完的に行っていとと考えられます。このように考えられる活動は、国家がその国際関係において行う実力の行使ではなくて、国連憲章第2条第4項で禁止されている武力の行使に当たるものではないわけであります。

日本の憲法上、第9条が禁じております武力の行使とは、基本的には、国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環として行う戦闘行為をいうわけであります。政府としては、従来から、憲法第9条の下において、我が国自身が武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使を除いて武力の行使は禁じられる、このように解しておるところであります。

アフガニスタンにおけるO E FやI S A Fの下での活動の詳細を承知しているわけではありませんけど、極めて厳しいアフガニスタンの治安状況の中で、O E FやI S A Fはやむを得ず危険な状態に対応せざるを得ない、多数の犠牲者が出ることもある、このような検討が必要になってくるということになるわけであります。

(質問主意書・答弁書)

(平24・8・3 対佐藤正久・参)

一について

憲法第9条第1項の「国際紛争」とは、国家又は国家に準ずる組織の間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態をいうと考える。

同項の「武力の行使」とは、基本的には我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考えるが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における自衛権の発動としての武力の行使は認められると解している。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平27・3・30
中谷防衛大臣答弁 対大塚委員〕

○国務大臣（中谷元君） 戦力と武力の違いにつきまして、憲法9条2項の規定する戦力とは、自衛のための必要最小限度を超えるものを指すと解しております。

他方、憲法9条は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権まで否定しているものではなく、自衛のための必要最小限の武力の行使は禁じられていないと解しておりまして、自衛隊は、憲法9条2項の規定する戦力には当たらない一方、自衛のための必要最小限度の武力の行使は行うことができます。

また、戦争と武力行使の違いにつきましては、憲法9条1項の戦争とは、国家の間で武力を行使し合うという国家の行為をいいます。また、憲法9条1項の武力の行使とは、基本的には、国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいいます。一般的に、武力の行使は戦争よりも広い概念とされていると承知をしております。

憲法9条は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなくて、自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められておりますので、自衛隊が自衛隊法に基づいて必要な武力を行使したとしても、憲法9条で禁止される戦争には当たらないと考えております。

② 国家に準ずる組織に関する答弁

(国会答弁例)

〔参・事態対処特委 平15・6・4
石破防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（石破茂君） …要するに、国に準ずる者とは何なのだとと言われますと、国というのは結局その領土を有しているか、国民を有しているか、若しくは政治体制というものを有しているかというようなことになるのだろうと思います。それを具備してそれは国家だというふうによく言われますし、主権というのはそういうものだと言われることがあります。

そのうちの全部か、それとも一部を充足しておる、それは国に準ずる者であり、あるいは国際的には国家としては認められていないが国際紛争の主体となり得るもの、例えばタリバンなんてのはやっぱりそういうものになるんだろうと思うんです。しかし、それが宗教団体のちっちゃなものだったりした場合には、とても国又は国に準ずる者にならないだろう。…

〔衆・イラク支援特委 平15・7・2
石破防衛庁長官 答弁〕

○石破国務大臣 国際的な武力紛争の一環として行われるものかどうかの判断基準はどう判断すべきかということでございます。

それは先ほど申し上げましたように、当該行為の実態に応じ、国際性、計画性、組織性、継続性などの観点から個別具体的に判断をすべきものでございます。

その意味から申し上げますと、国内治安問題にとどまるテロ行為、あるいは散発的な発砲や小規模な襲撃などのような、組織性、計画性、継続性が明らかではない、偶発的なものと認められる、それらが全体として国又は国に準ずる組織の意思に基づいて遂行されていると認められないようなもの、そういうものは戦闘行為には当たらないというふうに考えます。

そして、国又は国に準ずる組織とは…あえて申し上げるとするならば、フセイン政権の再興を目指し米英軍に抵抗活動を続けるフセイン政権の残党というものがいれば、これは該当することがあるというふうに考えております。また逆にフセイン政権の残党であったとしても、日々の生活の糧を得るために略奪行為を行っている、こういうものは該当しないと評価すべきだと考えております。…

〔参・外交防衛委 平15・7・10
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） … [編注：憲法] 9条との関係で、戦闘行為とは、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。」、それから、国際的な武力紛争とは、国又は国に準ずる組織との間において生ずる武力を用いた争いをいうものと考えているところでございます。

…論理の問題としてお答えすれば、米英軍等の他国による実力の行使の相手方がおっしゃるような盗賊団のようなたぐいの場合には、これは国又は国に準ずる組織に評価されるものではない。…

…とっさの場合に、突然起きた紛擾事態が、相手方が盗賊団なのかあるいは国に準ずる組織なのか分からぬではないかという御質問でございますが、観念的には、もちろん国に準ずる組織と申しますのは国際的な紛争の当事者たり得る実力を有する組織体ということでございますが、とっさの場合に分からぬという状況がありましたら、それは正に運用の問題といたしまして、法案 [編注：旧イラク人道復興支援特措法案] 第8条第5項の考え方によれば、その見極めが付くまでの間、取りあえずその活動は一時休止するなどして活動の継続を差し控えて、それで法律上の要件が満たされていることが確認された後に活動を再開するということであるべきと考えます。

○政府特別補佐人（秋山收君） 結局、その相手方が国に準ずる組織であるかどうか…の見極めは、正に具体的な個別具体的な事案の事実関係に即して判断されるべきものであると考えますが、当該行為の主体が一定の政治的な主張を有し、相応の組織や軍事的実力を有するものであって、その主体の意思に基づいてその破壊活動が行われているというような場合には、その行為が国に準ずる組織によるものに当たるとされることがあるのではないかと考えます。

(質問主意書・答弁書)

(平24・5・29 対佐藤正久・参)

四及び六から九までについて

…国家とは、国際法上、一般に、一定の領域においてその領域に在る住民を統治するための実効的政治権力を確立している主体とされているが、「国家に準ずる組織」については、国際法上その具体的な意味について確立された定義があるとは承知していない。他方、従来から、政府としては、お尋ねの「国家に準ずる組織」について、国家そのものではないがこれに準ずるものとして国際紛争の主体たり得るものとして用いてきている。

いかなる主体がこれに該当するかについては、こうした考え方に基づいて個別具体的に判断することとなり、現時点における「タリバーン」及び「アル・カーディア」については、政府として判断しておらず、また、「シリア国民評議会」については、該当するとは認識していない。

(平24・8・3 対佐藤正久・参)

二について

国家とは、国際法上、一般に、一定の領域においてその領域に在る住民を統治するための実効的政治権力を確立している主体とされている。

国家に準ずる組織については、国際法上その具体的な意味について、確立された定義があるとは承知していない。他方、従来から、政府としては、国家に準ずる組織について、国家そのものではないがこれに準ずるものとして国際紛争の主体たり得るものとして用いてきている。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平27・3・23
横畠内閣法制局長官答弁 対大野委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 国家とは、一般に、一定の領域においてその領域にある住民を統治するための実効的政治権力を確立している主体とされており、また、国家に準ずる組織につきましては、国家そのものではないが、これに準ずるものとして国際紛争の主体たり得るものとしてその語を用いております。

〔参・予算委 平27・3・23
中谷防衛大臣答弁 対大野委員〕

○国務大臣（中谷元君） まず、用語の定義になりますが、国家というのは、国際法上、一般に、一定の領域においてその領域にある住民を統治するための実効的政治権力、これを確立している主体とされていますが、国家に準ずる組織については、国際法上その具体的な意味について確立された定義があるとは承知しておりません。

他方、従来から、政府としては、国家に準ずる組織について、国家そのものではないが、これに準ずるものとして国際紛争の主体たり得るものとして用いておりまして、

いかなる主体がこれに該当するかについてはこうした考え方に基づいて個別具体的に判断することとなります、現時点において I S I L については政府としては判断をしておりません。